

# 計 画 書

阪神間都市計画特別用途地区の変更（三田市決定）

都市計画特別用途地区を次のように変更する。

種 類	面 積	備 考
シビックゾーン地区	約 18.8ha	制限の内容は、「三田特別用途地区 建築条例」による。
大規模集客施設制限地区	約 64.7ha	
合 計	約 83.5ha	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

別添理由書のとおり

## 理 由 書

三田市では、商業機能の計画的な集積と大規模集客施設の適正配置を推進するため、平成20年12月に「商業施設の立地に関する都市計画の方針」を策定し、これに基づき広域的に都市構造や都市基盤に影響を与える大規模集客施設の立地の制限をするため、特別用途地区に大規模集客施設制限地区を定めている。

今回、区域区分の変更にともない、新たに大規模集客施設の立地について制限が必要となる地区について、本計画のとおり特別用途地区の大規模集客施設制限地区の変更を行うものである。